

関係法令抜粋

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について（抜粋）

第2 改正の内容

2 障害者に免許を与えるかどうかを決定するとき等の手続規定の整備

（1）医師の診断書による障害の有無等の確認

現行制度において資格等の取得等に係る申請に際して、提出を求めている医師の診断書は、免許権者等が、申請者の障害の有無や現に使用している障害を補う手段、現に受けている治療等を把握するため、改正後も障害者に係る欠格事由を存置したすべての資格において、引き続き提出を求めることとする。

（2）障害を補う手段等の考慮

免許を申請した者が、障害者に係る欠格事由に該当する者である場合において、免許を与えるかどうかを判断するに当たっては、その者が現に利用している障害を補う手段又はその者が現に受けている治療等により障害が補われ又は障害の程度が軽減されている状況を考慮するものとする。

歯科医師法（抜粋）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 3 罰金以上の刑に処せられた者
- 4 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

歯科医師法施行規則（抜粋）

第1条 歯科医師法第4条第1号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科医師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

歯科衛生士法（抜粋）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
- 3 心身の障害により業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 4 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

歯科衛生士法施行規則（抜粋）

第1条 歯科衛生士法第4条第3号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科衛生士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

児童福祉法（抜粋）

第 18 条の 5 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。

- 1 心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 3 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者
- 4 第 18 条の 19 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号又は第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者
- 5 国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 8 項において準用する第 18 条の 19 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号又は第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者

児童福祉法施行規則（抜粋）

第 6 条の 2 の 2 法第 18 条の 5 第 1 号の内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。